

道央廃棄物処理組合監査委員の所管に係る情報公開条例施行規程

(平成26年5月12日監査委員訓令第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、道央廃棄物処理組合情報公開条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第13号）第21条の規定により道央廃棄物処理組合監査委員の所管に係る公文書の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(公開の手續、方法等)

第2条 道央廃棄物処理組合監査委員が行う情報公開の手續、方法等については、管理者の所管に係る公文書の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。